

長久手市監査告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査を実施したので、その結果について同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和5年3月28日

長久手市監査委員 原田 泰

長久手市監査委員 青山直道

令和4年度定期監査及び行政監査結果報告書

1 長久手市監査基準への準拠

令和4年度定期監査及び行政監査は、長久手市監査基準に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査等

3 監査の対象課

福祉課、長寿課及び保険医療課

4 監査の実施日

令和5年3月16日（木）

5 監査の着眼点

今回の監査は、主に令和4年度の財務に関する事務の執行について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。特に、補助金については、交付事務が適正に行われているかを主眼とした。

6 監査の主な実施内容

監査にあたっては、あらかじめ資料の提出を求め関係職員から説明を聴取するとともに、関係帳票の全部又は一部の提出を求め、内容の点検、確認、照合等を行った。

7 監査の結果

予算の執行状況、財産管理その他の事務管理については、法令等に準拠しており適正に処理されていると認められた。

なお、その他軽易な事項については、その都度検討又は改善するよう求めた。